

新たな矛盾に悩む中国農業

こ じま れい いっ
小 島 麗 逸

はしがき

- I 人民公社の崩壊と「個人農」制の成立
 - II 「個人農」制の組織形態とその他の農業組織
 - III 農業の再協同組合化と「個人農」制の新矛盾
- 結 論

は し が き

農業政策立案責任者の1人杜潤生は、中国の農業制度改革を大きく2段階に分けている(注1)。第1期が1979年から84年、第2期が85年以降である。したがって、1988年現在は農業制度改革の第2期にあることになる。第1期には人民公社の解体と「個人農」制(注2)の確立、それにとまなう政府統制の撤廃が行なわれた。第2期で行なわれるべきことは、杜潤生によれば、農産物市場、農村金融市場、農村労働力市場、農村土地使用権市場の形成であるという。

本稿では、杜潤生のいう第1期の農業組織と「個人農」の経済行動を分析し、現在中国農業がかかえる矛盾について検討する。

(注1) 「杜潤生談農村第二步改革問題」(『新華月報』1986年第7号) 86ページ。杜潤生は1986年現在、國務院農村開発センター主任。

(注2) 中国では、現在の農業組織を生産責任制と呼び、個人農制と呼んでいない。したがって、ここでは、「」の中に入れておく。資本主義社会でいう自作農や個人農とは、耕地の私有権の点で異なる。

I 人民公社の崩壊と「個人農」制の成立

農業生産組織とは、諸生産諸要素(土地、水利施設、農業機械・農機具、労働力、資金)の組合わせ方式をいう。その組織を特徴づける最も主要な事柄は、言うまでもなく、土地所有制の様式である。地主によって所有されれば地主制であるし、人民権力の所有に帰すれば社会主義農業制度になる。

以下において、まず、人民公社時代の生産諸要素の組合わせ方式を紹介し、それがいつごろから、何を契機に崩れていったかを述べる。

1. 人民公社組織の特質

人民公社は、中国社会主義建設の原始蓄積を可能にし、かつ農村の極貧層の社会保障を行なった組織である。原始蓄積期には工業化に必要な資金を農村から調達し、かつ農村の生活水準の上昇を抑える機能を担った。

人民公社は、そもそも、1957年秋河南省から発した水利建設運動の過程でできあがってきた。それまでの農業組織は高級合作社であった。平均的には200~300戸の農家によって一つの高級合作社が組織されていた。大水利建設運動は二つの点で既存の組織の範囲を乗り越えた。一つは、地域的広がりである。いくつもの高級合作社にまたがる範囲の水系の工事がなされるようになった。二つめは、当時はほとんど人海戦術による建設であっ

たから、より広範な地域からの労働力の調達が必要になった。

この二つを可能にするために生まれた組織が人民公社である。したがって、人民公社は「政社合一」と「一大二公」という2句で、その特徴を象徴的に表現された。前者は、政治行政体であると同時に経済体であるという意味である。行政命令で経済を動かす組織体であった。後者は、一つには大規模で、同時に公有部分が最大部分を占め、私的部分は僅少であることをいう。たとえば、自留地という家周りの菜園は極小にする。そこを極小にするから、人々の1日の労働時間はほぼ生産隊の拘束下におかれるなどなどである。

筆者はかつて、毛沢東時代の農村建設方式は、この労働力を集団的に動員し、土地への種々な投資を行なっていくことにありとし、これを集団的労働投資と命名した^(注1)。

人民公社はいくつかの変化を経て、1962年、「生産隊を基礎とする三級所有制」に落ちついた。生産手段の重要度に応じて、公社管理委員会、生産大隊管理委員会が所有するものが決められていた。農家数平均20~30戸で構成される生産隊は、農業生産を行なう単位であり、土地と主要農具を保有し、配下の労働力を農作業用に組織する権限をもっていた。各農家は小農具を私有し、土地は家の敷地と家周りの菜園の使用権が保証されていたが、生産隊の耕地の5~7畝が標準であった。各農民は生産隊ないしは上部機関の命令にもとづく労働時間以外にのみ、菜園や家庭副業に自分の労働を投入しえただけである。

人民公社の基本構造は以上のようなものであったが、中央で党内左派が力をもつと(1958~60、

66~76年)、公社管理委員会の末端単位の生産諸要素と農産物にたいする統制力が強まり、逆のときは(1962~65、77~78年)、逆であった。公社幹部は2種類あった。一つは生産大隊幹部からあがったもので、これは土着幹部で彼らの給料は生産大隊から支払われていた。他の一つは県党委員会に任命された国家幹部である。彼らは国から給料が支給された。その給料は、その人民公社の生産の豊凶に関係なかった。

公社管理委員会が生産隊に下達する指令性指標(違反してはならない一種の法律のごとき計画指標)はつぎのようであったという。

生産権^(注2): 主要農産物の種類・生産量・播種面積、家畜頭数。一部の地方では、生産隊にたいし、各農産物の作付場所、作付・施肥・灌漑・収穫等の具体的な時間と方法まで指令したという。主要生産地域では、指令性計画には、必要な肥料、種子、農薬が随伴して供給されていた。この計画を実現すべく、生産隊の管理委員会は、労働力の作業編成を行なわねばならなかった。

分配権: 1952年に政府は綿花にたいし、契約買付け制を導入した。契約であるから、必ずしも各農民に強制された販売ではない。しかし、1953年、食糧と油料作物に、54年から綿花に、強制供出制が導入され、市場は閉鎖された。その後、1950年代末までに、ほとんどの農作物に、強制供出制(中国語では統購)と割当て買付け制(派購)が導入された。かくして、ほとんどの農産物が政府の支配下におかれることになった。

農産物の分配方式でこのような制度が可能となったのは、説明するまでもなく、集団化にある。集団化により、政府は各農民から1人1人の農産物分配権を取上げ、生産隊が単位となって分配することになった。生産隊はまず農業税(現物)分

をとり、つぎに強制供出分を留保する。そのつぎに政府への販売割当て分をとり出す。それ以外に、集団用の留保分をとって、個人には残余が出役に応じて分配された。残差分配方式と呼べる。

自由市場が発展しえなかったのも、政府の農産物分配権に対するこのような強い干渉が存在していたからである。

2. 暗々裡に存在していた生産責任制

1959、60年の大凶作期に、「単幹風」批判が激しく行なわれた。「単幹風」とは1戸請負制である。それ以後もこれが浮き沈みしていたことが、公表されるようになった。呉象はつぎのように言う^(註3)。

「すでに、3年の困難な時期に全国各地で包産到戸（1戸請負制——引用者）が発生した。安徽省では全省範囲で、“責任田”方式が普及した。これは実質的に包産到戸である。その後、くりかえし厳しい批判を行なったが、一部地域では暗々裡にあるいは公然と包産到戸を続けていた。中国共産党第11期第3回中央委員会総会以後、中央は思想の解放と統制の厳しい政策の緩和を強調し、経済の活性化に努めてきた。そして、聯系産量責任制(生産量リンク責任制——引用者)を肯定した。このような状況の下で、暗々裡に包産到戸を行なってきた生産隊は公然化し、とくに経済が遅れている地域では急速に普及した。かくして、包産到戸制は陸続として全国に生まれたのである。この制度の急速な発展は、実質的には、“左”派政策にたいする一部農民の抵抗とみなしてよい。

包産到戸とは、生産隊から当該農家に生産量計画などの諸指標と生産諸要素が供給され、1戸単位で請負生産を行なう制度である。責任田というのは、自留地や口糧田（自家用食糧田）以外の、政府への強制供出と売渡し量を責任をもって生産する耕地をさす。

ここで重要なのは、人民公社のなかで、非公然に1戸請負制が存在していた点である。広い中国であるから不思議なことはないが、個人農の自主

権を少しでも許すこの制度が存在していたこと、また1959～61年に安徽省では、全省範囲で1戸請負制を試みている点は重要である。今回の人民公社の崩壊は安徽省から始まっている。

今回1戸請負制が安徽省で始まったのは1977年の冬であったという^(註4)。のちに人民公社の崩壊を指導した万里が同省の党書記として就任していた。1978年、安徽省の大部分の地域で10カ月以上も降雨がないという大旱魃に見舞われた。全省の耕地面積の90%相当がこの被害にあい、最もひどいところではほぼ人口の10%に近い400万人の居住区が飲料水にこと欠くほど深刻な旱魃であった。したがって、一部の生産隊では共同耕作を放棄するところさえ出た。省党委員会はこのような土地を各個人農に貸与し、耕作することを許した。ところが、この個人農耕作が大成功し、秋の播種面積を拡大することができた。

ちょうどその頃、中央では、毛沢東の述べたことがすべて正しいか、事実が真理の基準になりうるのかという論争の最中であった。安徽省の大旱魃克服の成功という事実が一つの真理基準となり、生産責任制導入の突破口を開いたのである。これが1978年12月の第3回中央委員会総会における生産隊権限の強化決議につながった。

3. 私的要素の拡大過程

第3回中央委員会総会では重要な2点が決定された。一つは、農産物の政府買上げ価格を平均24.8%引上げること、第2は生産隊の自主権を尊重することの2点である。

同会議の決議は下部に通達され、討論をへて1979年9月に、正文となった。この決議を私的要素の拡大過程からみるとつぎの点が重要である^(註5)。

(1) 生産隊の労働力・土地・役畜、農業機

械、資金、生産物、物資などを、いかなる上部機関も無償で調達してはならない。→この規定は「個人農」についてはふれていないから私的要素の拡大には直接関係しないが、過去の左派の政策を痛烈に批判する内容をもつものである。

(2) 人民公社は全面的に働きに応じた分配制度をとり入れよ。→安徽省では1978年の成功を背景に、79年に各種各様の生産責任制の導入が怒濤のごとく試みられた^(注6)。

(3) 辺境地域では1戸請負制をとってよい。→平原地域でもすでに1戸請負制が導入されていたが、党中央はいまだ公式には認めなかった。

(4) 自留地、自留畜、家庭副業、自由市場の四つは社会主義経済の重要な補充物であり、決して「資本主義経済の尻尾」ではない。→左派のそれまでの政策の徹底的批判を意味する。

同年11月に開催された全国食糧会議では、政府への売り渡し任務を完遂したあとは、食糧と油料作物を自由市場で販売することが許された^(注7)。

これで、自由市場で販売してはならない農産物は綿花のみとなった。すなわち、個人農ではないが、生産隊が重要農産物の販売権を確保したことを意味する。

私的要素の拡大で決定的に重要な年は1980年である。現実には1979年の安徽省のように、各地で種々な生産責任制導入が勢いよく進み、党中央ではそれをどう方向づけるか激しい議論が展開された。たとえば、四川省では自留地面積を従来の5～7畝から10畝に拡大、寧夏自治区は最大12畝まで許可した。陝西省は1頭の個人用家畜にたいし、1ムー(6.72-)の飼料を個人農用に配分することを決定した。山林についても、各地で個人農用の自留山を陸続として認めざるをえなくなった^(注8)。これらは個人農の副業生産の拡大、したがって、

自由市場の拡大を促進する動きである。

党中央はこのような急激な動きを、厳しい党内論争を繰り返しながら、公式に認めざるをえなくなった。その重要な決定は同年9月に開催された各省・市・自治区の第1書記座談会においてである^(注9)。そのなかで、とくに重要な3点がある。

(1) 自留地と飼料地を全国範囲で耕地の15%まで認めてよいこと。これには限定がついていて、1戸請負制を導入していない地域に限っている。1戸請負制を導入した地域ではもはや自留地の拡大は意味がない。

(2) 1戸経営制(包幹到戸)を社会主義経済の原則に違反していないと決定したこと。1戸請負制と1戸経営制との相違はつぎの点にある^(注10)。前者は、個人農家に生産隊所有の耕地と生産諸資材を提供し、農業税と政府売渡し量を生産隊に納入させる方式である。労働力の作業編成も生産隊の指示が存在する。後者は、耕地と農業税および政府売渡し量については前者と同じであるが、生産諸資材や農作業の労働力編成は各戸の農家にまかされる。すなわち、個人農は農業税と政府売渡し量さえ完成すれば、あとの生産量は自分のものとなる点で、個人経営に限りなく近づいている。

(3) 特定の諸生産業種を生産大隊との間で契約して請負う方法(中国語で專業承包と呼ぶ)を認め、推進することを決定したこと。たとえば、綿花や食糧の生産請負もあるし、運輸などの非農業部門を1戸で請負うなどの方式である。

(2)と(3)が今日の「個人農」制の原型である。この方式で最も重要な点は、労働力にたいし、生産大隊ないしは生産隊が拘束力をもたないという点である。この頃から「專業戸」、「重点戸」という「個人農」が出現するが、その規定は、前者が農

家の中核労働力が生産隊の共同労働からはずれ、自分の家の経済活動に専念する農家、後者は中核労働力がいまだ共同労働に拘束されているが、子供、老人など半労働力といわれる者が自分の家の労働に専念するものをさしていた。

以上の経過で次第に私的要素が急速に拡大し、党中央でもこれを認めるか否かで大論争が展開された。半年ごとに改革派の力が強くなっていった。この情況はほぼ2年間続き、1982年の末には、全国範囲で「個人農」制が確立することになる。1982年11月に開催された全国農業書記会議で、改革派の先頭を切って人民公社の解体を指導してきた万里はつぎのように、保守派を厳しく批判した(註11)。

「生産量リンクの請負制の推進は順風満帆で推移していない。それを阻止する力がある。その勢力は主に、一部の指導幹部の思想に由来する。……批判する人々は「請負」という字や「各戸」という字をみると、ほとんど「条件反射」を起こす。小グループに「生産を請負わず」で恐れ、各戸請負制でさらに驚き、各戸経営制となると、最も恐れている」。

各種の請負制は1980年から始まり、82年にはほぼ全国範囲で、1戸経営制が導入されたのである。

4. 「個人農」制を急速に普及させた要因

中国と言えば人民公社、人民公社といえば中国と想起するほど、世界の人々に膾炙された人民公社組織はほぼ25年の寿命であった。この歴史が長いと考えるか短いと考えるかの解釈は後世の歴史家にゆだねたいと思う。ここでは現在の時点で筆者に考えられる崩壊の要因を指摘しておきたい。

第1。人民公社崩壊は辺境、後進地域からきた。これは上述の経過からほぼ確実に言える事実である。筆者はこの事実を若干中国の近代の歴史

のなかで考える誘惑にかられる。

中国共産党が革命に成功したのは辺境の農民革命によるものであったことは、ほぼ人々の定説になっている。言うまでもなく、辺境に建設した解放区と土地革命である。

1953年以後の経済建設期において、当初、ソ連のスターリンの建設モデルを模倣したが、その方式を変えていった力は農村であった。当初、共産党が予想した農村の合作社化は1967年までの当時考えられていた第3次5カ年計画期の終了時に完成することであった。このスケジュールを大きくかえたのは、毛沢東さえ予想しえなかった農村指導者と一部農民の合作社化への熱意であった。具体的には耕地そのものも協同化より、山川沼沢に対する協同開発(水利建設、植林、道路建設)による集団的労働投資であった。合作社を人民公社に移行させた力も、やはり畑作地域の山区から発生している。

1977、78年に人民公社のなかに私的要素を入れ込んだのも、やはり、早魃にあい経済的に遅れた安徽省の最も貧困な地域で発生している。工業化のために中央に集積された資金が再配分されず、貧しいままに放置されていた辺境地で、1戸請負制が党中央の政策に反した形で試みられている。1979年9月、党中央が辺境地での1戸請負制を承認せざるをえなかったことは、人民公社が担っていた工業化のための原始蓄積機能から、農産物価格を安価に据え置かざるをえなかったこと、そのような地域への開発資金を再配分しえなかったことを如実に示している。

第2。しかし、そのような地域の所得の上昇を、集団的労働投資では救いえず、自留地の拡大や1戸請負制という個人農家のインセンティブに依拠しないと解決できなかったという点は、手工

業段階における協同農業組合制度がもつ本質的な宿命—労働意欲の喪失が存在していることを示すと解釈できよう。保守派は、自留地拡大と1戸請負制にもとづく現実的な生産成果の前に敗退していった。

第3。農産物の多重価格の発生が私的要素の拡大を促進した。1979年の夏作の買付け価格から大幅に引上げられたが、超過達成部分に対しては、さらに50%のプレミアがつけられた。1979年以後、綿花を除くすべての農産物は自由市場での販売が可能となった。この自由市場価格はプレミア付価格よりさらに高かった。したがって、公定価格、プレミア付価格、自由市場価格の3層の価格が併存することになった。

このような状況下で、農民が農産物販売に対してとる行動は自明である。あらゆる手段を講じて公定価格による販売をへらす行動に出た。1979年、強制供出による食糧の政府買付け量は3150万トであったが、81年には2432万トと、23%も減じている(注12)。1985年には食糧の政府買付け割当て量のうち、公定価格分は30%とせざるをえなくなった。

(注1) 拙著『中国の経済と技術』勁草書房 1975年。

(注2) 張思騫「1980年の中国農業」(中国経済年鑑編集委員会編『中国経済年鑑 1981』北京 经济管理雜誌社 1981年) IV-12ページ。

(注3) 吳象「陽關道与独木橋」(『人民日報』1980年11月5日)。

(注4) 周日礼「安徽省の農業生産責任制」(『中国経済年鑑 1981』所収) III-62ページ。

(注5) 「中共中央關於加快農業發展若干問題的決定」(同上年鑑所収) II-100~107ページ。

(注6) 周日礼 前掲論文。

(注7) 『人民日報』1979年11月26日。

(注8) 張思騫 前掲論文 IV-14ページ。

(注9) 「中共中央 國務院轉發國家農委“關於積

極發展農村多種經營的報告”的通知」(『新華月報』1981年第4号) 107~108ページ。

(注10) 川村嘉夫「経営組織の変容」(山本秀夫他『中国の長期経済計画下における農業政策』日中経済協会 1983年) 51~52ページ。

(注11) 万里「進一步已經開創的農業新局面」(『中国経済年鑑 1983』所収) II-155ページ。

(注12) 『財貿経済』1982年第9号 51~52ページより算出。

II 「個人農」制の組織形態とその他の農業組織

「個人農」制の発展に伴い、経済活動のどこまでを各農家にゆだね、郷や村政府はどこを保有し経営するか、ばらばらになった各農家経営を新しい農業協同組合でどこまで再組織できるのかなどは、解決すべき新しい課題として登場した。これらの問題を解決するために、党中央から出された政策の分析をとおして、現行の「個人農」制の特質を描き出したいと思う。

1. 耕地の分配問題

(1) 所有権と使用権の分離

1戸経営制が普及するには各農家に耕地を配分しなければならない。改革派はあくまで社会主義経済の原則を理論的に堅持するために、基本的な生産手段である耕地に対しては、所有権と使用権を分離し、使用権のみを分配するという考えをとった。したがって土地の売買はいっさい認めていない。実際には、人民公社の崩壊過程で各地で耕地売買がみられた。耕地はあくまで集団所有制(村有)であるとしている。借地権のみを農民に与え、その権利を政府が保証するという形式をとっている。

(2) 村役場からの借地条件

1982年4月、中国政府農林牧漁業省で取材した

際には、借地期間はほぼ3～5年とするという説明を受けた。その期間が切れたあとは、耕地の割換えもありうるということだった。しかし、現実には異なる方向に進展した。農民が土地改良はおろか、有機肥料さえやらなくなり、化学肥料のみに依存し、地力収奪型農業になり始めた。農民のこの行動にあい、党は借地期間を15年以上とした。これを決定したのが1984年1月1日の「中共中央の1984年の農村政策にかんする通知」である(註1)。上限なしの15年以上なので、常識的に考えれば、農家の戸主が農業に従事している限りは、その耕地を彼は排他的独占的に使用できると解釈してよからう。

途中で農業に従事しなくなった場合や労働力が不足し耕作に不都合が生じた場合は、村役場の許可をうけたうえで、第三者に又貸ししてよいと規定された。その際、又貸しする方は、借受ける方から公定価格で自家用食糧を受けとってよいとされた。一種の「小作料」の発生である。これも条件がついていて、強制供出制が存在するかぎりとなっている。強制供出制は次年の1985年に撤廃された。したがって、「小作料」支払いは公定価格による食糧でなくてよいことになる。耕地使用权賃貸の需給関係によっては、「小作料」が上下するようになる。これは、土地使用权に価格が付き始める突破口であろう。借地権の相続については全く未決定である。

(3) 借地の各農家への分配方式

借地分配基準を何にするかはその後の農業発展に大きな影響を及ぼす。なぜなら農家経営規模を決定するからである。

1984年末から85年初めにかけて行なわれた全国3万7422農家の抽出調査結果をみると(註2)、つぎのとおりである。世帯人口割分配70.1%、世帯労働力割分配7.7%、両者の組合わせ分配21.3%、技術水準別分配0.4%。

つまり、70～80%は子供、老人を含めた世帯人口基準で分配している。きわめて強い平均主義が貫かれている。われわれはこの分配方式を知ると、即座に1947～51年の土地改革時の土地分配方式を想起する。さらに古くは、中国共産党内で1935年に毛沢東が権力を握ったときも、江西ソビエト区の土地問題でこの平均主義原則を主張することで、ソビエト派に勝利したことを思い起こす。ソビエト留学派は労働力基準を主張していた。

さらに、この平均主義は同一生産隊内の肥沃地、中等地、痩せ地をそれぞれ平等に分割し、分配している。つぎの江蘇省の江陰県の例を引用しよう(註3)。

「……農民の平均主義思想に迎合し、肥沃地と痩せ地、家から近い耕地と遠い耕地、食糧田と綿田、苗田と本田、2毛作田と1季作田とをそれぞれ組合わせ分配した。このため各地で“どの家も食糧、綿花、油料作物を栽培し、どの人々も農業も副業も工業もやり、1戸ごと小さくて何でもやる経営形態”となった」。

この分配方法は次節で述べるとおり、深刻な問題を内包することになる。

2. 林地、草地および漁場

耕地以外の山川沼沢はほぼ耕地と同様「個人林家」、「個人牧家」、「個人漁民」にそれぞれ林地、草地、漁場を長期にわたり請負わず方式を採用した。たとえば、林業では自留林と呼ばれる個人用林地を請負わせて造林させる。大規模なものは專業林家に一山とか丘一つを全部請負わせて開発させたり、植林させる。林地そのものは国有や集団所有のものであるが、樹木は回収までに長期を要するので、造林した立木の相続を認めた。

紙幅が許さないなのでその政策変化の経過は説明

できないが、いずれもすでに1980年頃から私的な請負制が進行してきた実態を法的に保証すべく、基本法が3～4年の議論ののちに制定された。

中華人民共和国森林法 1984年9月20日

中華人民共和国草原法 1985年6月18日

中華人民共和国漁業法 1986年1月20日

耕地と山川沼沢を合わせて、1985年にはほぼ使用権の私有化という原則で、党は法的規定を行なった。

3. 水利諸施設、農業機械、役畜

「個人農」制の進展にともない、公有の生産手段をどこまで「個人農」に分配するかという問題が政策の焦点となった。いわゆる「分」と「統」の問題である。「統」は公社あるいは生産大隊の管理委員会が管理し、個人に使用権を渡さないものをさす。ここでは水利など、主要な3項目をとりあげる。

(1) 水利諸施設

水利諸施設に対する管理権は、人民公社あるいは生産大隊が建設したものについては、それぞれの管理委員会的手中にあった。公社内に専門水利管理処を設けて、管理してきた。人民公社の崩壊は、この水利管理機構の崩壊を意味する。1980、81、82年の3年間で最も混乱した時期である。その混乱の状況を水利電力省大臣錢正英の発言で紹介する(註4)。

「とくに、1戸請負制・1戸経営制を実行している地方では、灌漑水面で新たな矛盾が発生している。たとえば、水利工事や修理はしない、ダム・貯水池の貯水量は大幅に減少、揚水機械の保管は悪く、ひどいところではそれらを売却し、その代金を分けてしまったり、専門管理機構を解散したところが多くある。……用水上の紛争は大幅に増加した。旱魃期には水争いを起こしている。とくに、南方では上田から下へ、灌水と排水とを連結している水田では、途中で、水を取りすぎたりして紛争がはなはだ多い」。

1949年以前の旧中国農村ではとくに南方で集落や村々の間で、鎌、棒、鍬などをもつての水争いがしばしば発生した。これを械闘と呼んだ。今回同じような紛争さえ発生している。1982年7月時点で、全国の人民公社のうち、水利管理センターが残っているものはわずか50%であった(註5)。おそらく、その後さらに少なくなっていくと思われる。

政府はこのような水利管理機構の全面的崩壊を食い止め、再建するための政策をとらざるをえなくなった。その最初の手が打たれたのが、1982年7月、水利電力省から出された「農田水利の管理責任制を強化する指示」である(註6)。この内容を以下に示す。

所有制関係：すべての水資源は国有とする。農田水利のあらゆる施設は、農民個人が自家用として掘ったものを除き、国有か集団経済の財産とする。

管理・使用権限：人民公社あるいは生産大隊が建設した小型水利諸施設の管理は、水利収益とリンクさせた請負責任制を採用する。具体的な方法は、つぎの4種類。(i)専門請負制——公社や大隊が専門班、管理所などを設立して、損益を請負う。新機構の内部では、さらに小グループ、個人請負が許される。(ii)単項請負制——動力井戸、小型揚水所、小型排水施設などをグループ、「個人農」、個人に請負わせる。(iii)全面請負制——井戸、貯水池、人蓄の飲料水施設などを、「個人農」に全面的に経営管理を請負わす。減価償却費、請負料支払、人件費支払と管理費収入との差の損益については請負者が責任をおう。(iv)季節請負制——灌漑の時期だけに、灌水班を組織し、責任請負する方法。

所有権は国か集団に、使用経営権をグループか

個人農という原則で、水利管理体制を再建しようとしている。使用権の貸与期間などは規定されていない。

水利管理に請負制を導入すれば、少なくとも水利諸施設を維持するだけの収入をえなければならぬ。このため水費基準の算出をやらざるをえなくなった。1985年7月に、国務院は水費に関する法律を制定した^(注7)。このなかの農業用水の水費算出で、コストのなかに大衆動員して作った固定資産の減価償却費は入れないことが規定されている。農業に安い水を供給するという考えからと思われるが、農田水利事業を拡大再生産しようとする、この規定は不適當である。最近のように1労働日の賃金コストが上昇していることを考えると、一層この印象を強くする。

(2) 農業機械、役畜

人民公社時代は、農業機械は生産大隊か生産隊の管理下に置かれていた。「個人農」が所有できたのは小農具だけであった。役畜は生産隊所有であった。これらの生産財の私有化は、耕地と同様に農民が先んじて行ない、政府がその現実を法的に追認せざるをえなかったという経過を辿っている。たとえば江蘇省のトラクターの私有情況をみると、1980年に426台、81年に1万台を超え、82年には5万7000台となった^(注8)。生産大隊の農民への払い下げが急速に進行したことがわかる。

これにたいし、党の政策は、1979年9月の農業生産を加速する指示のなかで、国営トラクターステーションの他に、人民公社あるいは生産大隊がトラクターステーションを設立してよいと規定したままで、私有化が進行する事態にたいし、80～81年は新政策が打ち出されなかった。1982年11月の全国農業書記会議で初めて、個人農あるいはグループでの農副産物加工機械、小型のトラクタ

一、動力船の所有を承認した^(注9)。1984年2月には、農業用トラックの私的所有も認めざるをえなくなった。

ただし、農民の経済力から多様な所有・管理形式が生まれている。個人所有・公有で使用は個人農家(一種のリース)、複数の農家の共同所有共同使用、農業機械専業農家保有(非保有農家の耕地を賃耕)、さらに民間のトラクターステーションの設立などである^(注10)。

1984年末、全国農家の抽出調査によると、農家100戸で役畜47頭、小型トラクター3台、ジゼル1台、モーター3台、ポンプ1台しか保有されていない。したがって、役畜やトラクターは共同使用の形態をとらざるをえない。所有と管理形態別では、全体の生産用固定資産は平均で共有15.4畝、このうち役畜、大型鉄製・木製農具は共有が20畝、農業機械では42畝であったという^(注11)。

この数字から、役畜やトラクターの共同使用さえできず、全く手労働に依存している農家が40畝は存在すると推察できる。

4. 政府の農業計画と「個人農」の自由度

これまで、農業生産手段の私的部分の拡大の経過を追跡した。労働力はもとより生産隊の拘束から離れ、家長が自分の判断で作業編成できるようになった。これにともない、政府の農業統制の用具が次第に弱体化していった。従来、政府は農業の直接生産過程と流通過程にたいし直接統制を加えることによって農業を政府が望む方向で動かしてきた。それは両過程にたいし、違反してはならない指令性指標を生産隊に下達することで行ってきた。この方法を維持できなくなり、二つの方向で自由化を進めている。一つは直接生産過程にたいする統制を緩め、農産物流通面の統制に移すこと、二つ目は、流通面の統制それ自体を緩め、

市場経済にゆだねる方向である。

(1) 直接生産過程に対する統制緩和

1980年初、四川省政府は作付面積指標を撤廃、生産量指標のみとした。同年中葉、青海省政府は生産計画を下達せず、食糧・油料作物・主要畜産物の販売量指標のみを下達した。これは直接生産過程の統制の撤廃を意味する。同年11月、浙江省政府は作付面積と生産量指標を撤廃した。1980年冬には全国で作付面積指標が撤廃された^(注12)。

以上はいずれも省政府レベルの動向である。全国では、1978年以前、農業関係の指標は21項目、31指標であった。これは指令性か否か不明だが、生産と流通の両過程を含んでいると思われる。1981年に16項目、20指標に、82年に13項目に減少した^(注13)。

生産過程の指令性指標が全面的になくなるのは1985年からである。

(2) 流通過程に対する統制緩和

人民公社時代には五つの農産物出荷方式があった。政府の統制が強い順から述べると、第1：農業税、第2：強制売渡し制(統購)、第3：割当売渡し制(派購)、第4：協議買いつけ(議購)、第5：自由市場である。第1は1985年から金納制が導入された。改革の二つめの方向は第2、第3の比率を次第に縮小して、契約売渡し制にしていくことである。

1978年冬、河北省の普県がすでに契約売渡し制を試行したという。全国各地では1980年に試みられるようになった^(注14)。1983年10月には商業省の割当て買付け品目数を43から18へ、翌84年7月にはさらに9品目へと減らした。1984年10月には、強制売渡し品目七つを指令性指標とし、生産統制はなくすと公表したが、85年1月1日以後、強制売渡し制そのものを全面撤廃し、主要農産物のみ

契約売渡し制に切りかえた。他は自由市場にゆだねることになった。

ここでも政府がつねに後手に回り、自由化の現実が先に進んできたことがわかる。

以上の経過をへて、1985年以後、中央政府が考える方向に農業を誘導していくという、中央政府の政策手段はきわめて小さいものになったことが知られる。1985年以後に政府が保有する政策手段は、農民の政府への売渡し量と引きかえに肥料、農業、農業機械、非食糧生産農家(たとえば、綿農)への食糧、石油などの農民への供給だけとなった。これらの物資は、政府により市場価格よりずっと安い公定価格で供給されるから、政策手段としては一定の有効性をもつはずである。

しかし、別の側面からみると、この有効性にも一定の限界があるようだ。第1は、政府へ農産物を売渡すだけの経営規模の農家は全農家ではなく、3分の2の農家はこの政策の対象になっていないという点である。人民公社の解体以後、政府へ農産物を売渡せるだけ生産している農家がどのくらいあるかの調査資料は、筆者はまだ得ていない。そこで間接的な資料から判断する。1984年末に、国務院と党の農村研究センターは、全国農民の典型調査を行なった。この調査結果によると^(注15)、農家世帯人口1人当りの純収入の階層別構成比は、200元以下が26.3%、200~400元が37.2%を占めている。200元以下は貧困層である。この収入は各農家の自給部分も価値計算されて含まれている。この層は農産物をほとんど売出していないと推測される。200~400元の階層の農家の商品化量も僅少であろう。すなわち、全農家の3分の2に近い63.5%は政府の政策対象外にあり、まさに自由なる自家経営農家と言えよう。したがって、上述の政策が有効に働く農家は、全国農家の

ほぼ3分の1といえる。

では、この3分の1の農家に対しては政府のこの政策は有効に働くか。楽観を許さない条件がある。農村にはすでに、農産物と農業生産諸資材の自由市場が存在し、それぞれにつき、多重価格が存在する。最も安い価格が、いずれの場合でも政府の公定価格である。しかし、農産物の自由市場での販売価格の方が相対的に高いならば、農民は農業生産諸資材を自由市場で購入し、公定価格による政府への売渡し量契約量を減少させるという行動に出よう。このような行動に出られる農民は商品化量が多く、農産物自由市場がよく発達しているデルタ地域、農産物商品化基地といわれる農業中心地区の経営規模が大きい農家であろう。これについては実証研究が必要であるが、筆者はいまだそれをしていない。1979~82年の多重な農産物価格が存在するときに、農民がどのような行動をとったかはすでに紹介した。ここでは、政府の安価な農業生産諸資材供給による農業誘導という政策は、市場の力に敗北していく可能性があることを指摘しておきたい。

1984年の食糧生産は4億トンを超える大豊作であった。しかし、次年度は9割もの大減産となった。これにより1986年は再び食糧生産強化の政策に転換した。食糧播種面積は、1986年は66万7000畝(対前年比4割増)拡大された。食糧生産の収益率は他の経済作物より悪いので、政府が何らかの措置をとらないかぎり、農民は作付面積を減少させる行動に出るのが自然である。政府はどのような政策をとりえたか。多くの場合は、県、郷などの地方政府と購買販売協同組合とが農民を説得する方法がとられている(注16)。しかし、このような行政的な政策は、次第に減少していくであろう。

(注1) 『新華月報』1984年第6号 82~86ペー

ジ。

(注2) 中央書記外農村政策研究室 國務院農村發展研究中心 農村調査領導小組「全国農村社会経済典型調査情况綜述」(中国農業年鑑編輯委員会『中国農業年鑑 1986』北京 農業出版社 1986年) 305ページ。

(注3) 陳華震「経済発達地区農業の根本出路右於更新家庭聯産承包責任制」(『農業經濟問題』1986年第1号) 23ページ。

(注4) 「加強農田水利責任制 充分發揮現有工程效益」(『新華月報』1982年第6号) 110ページ。

(注5) 評論員論文(『人民日報』1982年7月3日)。

(注6) 『中国農業年鑑 1982』408~409ページ/『人民日報』1981年7月25日。

(注7) 「水利工程水費核訂 計収和管理辦法」(『人民日報』1985年7月31日)。

(注8) 陳昇「对農民家庭經營農機的评价」(『經濟研究』1986年第3号) 65ページ。

(注9) 『人民日報』1983年4月11日。

(注10) 揚立功「我国農業機械化的現状和發展趨勢」(『農業經濟問題』1984年第1号) 39ページ。

(注11) 中央書記外農村政策研究室 前掲論文 302, 307ページ。

(注12) 張思騫 前掲論文 IV-12ページ。

(注13) 吳象「聯産承包責任制与農業計劃管理」(『農業經濟問題』1983年第2号) 4ページ。

(注14) 張思騫 前掲論文 IV-12ページ。

(注15) 中央書記外農村政策研究室 前掲論文。

(注16) 日中經濟協会『1985年の中国農業』1986年15ページ。

III 農業の再協同組合化と「個人農」 制の新矛盾

1. 再組織化の構想

人民公社の消滅で、政府は1億8000万戸という大海原のような「個人農」をどのように組織するかという新しい課題に直面することになった。中央政府が彼らを政府が求める方向に誘導すること

に失敗すれば、国民経済の全体の発展計画の実現に不利な影響を与えよう。政府が当面解決しなければならぬ農業問題は、全体の農業発展の実現、農業労働生産性の向上、貧困農村の開発、輸出農業の実現、農産物商品化の向上などである。どのような農業組織を通せば、最も順調にこれらの問題が解決されるか。

人民公社に替わる農業再組織化の方向は、つぎのように考えられていた^(注1)。

一般「個人農」→重点農家→中核專業農家→中核專業農家による新型農業協同組合(中国語で新経済連合体)→農工商連合公司

「個人農」の経営規模を次第に拡大してゆき、綿花、穀物、タバコなど各農産物生産に中核となる專業農家を育成する。すると、必然的に農村内の分業が深化、発展し、農業生産財供給、農産物販売、加工運輸、技術供与などの農業の非直接生産過程を協同組合化できるし、またしなければならぬと、党中央は考えた。この再組織を新経済連合体と呼んでいる。新型農業協同組合といえよう。それが成長していくと、農工商連合公司になるものと考えた^(注2)。この非直接生産過程とは、前方連関部門、後方連関部門と呼ばれる部門である。

新農業組織の農工商連合公司は、1980年にすでに国営農場が改組されたものが存在している。1978年まで国営農場経営は全般的に赤字であった。この最大の原因はそれまで国営農場が農業生産だけに特化させられ、農産物加工、加工品の販売が許されていなかったことにある。すなわち、付加価値が多い部門は工業、商業部門が行なってきたのである。それを変更し、国営農場自体が農産物加工、商業、建築などを行なえる組織にかえた。畜産の国営農場は畜工商連合公司になり、これは

乳加工、加工品や鮮乳の販売を行なう。この連合公司は旧来の国営農場という行政的範囲のみでなく、その外部(外国を含む)と、種々な経済連合を行なえるようになった。1983年末の段階では、農墾系国営農場のうち、70%の農場に359の農工商連合公司が設立されたと報じられた^(注3)。

重要なことは、1982、83年頃、党中央が人民公社を解体し、権力を郷(鎮)政府に移管したあと、経済を統括する組織としてこの連合公司を考えたことである。実際に大都市近郊の生産力の高い人民公社で、連合公司を創設したところがある。たとえば、北京郊外の黄土嵐人民公社は、1982年に黄土嵐農工商連合公司に看板をかえた。すなわち、政府は国営農場を改組した農工商連合公司に類似した新組織を、人民公社なきあとの農民を掌握する経済の組織形態と考えていた。

最高段階である農工商連合公司の前の組織と考えている新型農業協同組合は、農業生産材の供給、農産物の販売・加工、情報・技術などの諸部門を担当する協同組合を想定している。たとえば、養鶏農家10戸が一つの組合を結成する。そのなかの1戸は育雛専門農家に、他の1戸は飼料生産・供給農家となり、他の8戸に供給する。この10戸の農家が一つの司令塔をつくる。つぎにこのような各種各様の協同組合を各級の行政体の範囲で統合する連合社をつくる。人民公社がもっていた政治権力は郷(鎮)政府が引き継ぐ。経済活動の方は郷(鎮)経済連合社を創設し、これが担当する。そして上向して、県経済連合社を1県ごとにつくる。さらに、省経済連合社を設立する。下向して、生産大隊には、村経済連合社を設立する。いまだ体系的な構想としては出されていないが、1983年11月の万里報告、84年3月の田紀雲談話からほぼこの考えの輪郭がわかる^(注4)。

2. 日本の農業協同組合との比較

この構想の背後には、日本の農業協同組合組織を参考にしているふしを感じられる。1983～85年に日本へ来た中国農業代表団の多くは、日本の農業協同組合組織にきわめて強い関心を示し、調査して帰っている。

日本の農業協同組合の特質を中国の人民公社と比較するとつぎのようになる。日本では1940年代後半の土地改革により、地主が消滅し、自作農制が成立した。農業の直接生産過程は各自作農が独立した経営主体として農業経営を行なう。しかし、農業協同組合は、直接生産過程以外の前方連関、後方連関、農村金融の部分をほぼ組織化した。農業機械・化学肥料・農薬・市場情報・種子の供給、種々な技術指導は、農業協同組合を通じて行なわれる。農産物の販売は、農業協同組合、水産物は漁業協同組合、林産物は森林組合を通さないと、実現できない。これらの協同組合が消費者市場と連携しているからである。農村金融は、前方連関部門、直接生産過程、後方連関部門の全過程に必要である。

1945年以前では、米の集荷と集荷のための農村金融事業が農業協同組合の活動の中心をなしていた。とくに特定農産物で商品化率の高い地域（たとえば、果樹や茶）では農業協同組合の最も重要な仕事は後方連関部門のなかの出荷における選果過程である。選果過程とは出荷する農産物の品質を統一、規格化し、商品価値を高める過程である。

1950年代以降、日本農業の近代化にともない、農業協同組合の役割が変化した。最も大きな変化は、農業投入財の供給面である。とりわけ、種子、精液、苗木などの優良品種を供給し、生産性の向上と付加価値の増大に大きく寄与する活動に重点が置かれるようになった。農産物や畜産物の

品質を改善し、規格を統一し、市場競争に打ち勝つために、農業協同組合は各個人農にたいし品種の指定、マニュアルどおりの作業の強要、出荷時には選果場において規格外農産物の排除などを行なう。この規定はきわめて強い。各個人農の自主権はほとんどない。

中国の人民公社制度は直接生産過程の集団化が最も重要であり、この基礎のうえに前方・後方連関部門と金融部門の協同化が成立していた。日本の農業協同組合は、直接生産過程は個人農であるが、前方・後方連関部門と金融部門が協同組合化され、ここの部門がきわめて強力なので、個人農は自己の土地を私有しているが、自主権はほとんどない。農業協同組合の方針に違反したら、個人の農業は成立しない。

つまり、農業協同組合の対農民諸規制を社会主義的と定義すれば、日本の農業組織は、人民公社解体後の中国農村より、より「社会主義的」ですらある。それは、中国では、中核専門農家や新経済連合体が未発展であるからである。

3. 再協同組合化の実態

(1) 中核専門農家の動向

農村の分業化を促進する尖兵と考えられている中核専門農家の発展はきわめて遅い。中国語で「専門戸」と言われる中核専門農家は、迂余曲折を経てつぎのように定義されている(注5)。

(イ) 農家の主要労働力あるいは多数の労働力が特定の専門に従事する時間が60%以上。

(ロ) 特定専門からの収入が農家全収入の60%以上、農家全収入は政府からの各種補助金、送金、家の財産処分収入、利子収入、拾得物収入などを除外した労働をとおしての収入をさす。

(ハ) 特定専門生産物の商品化率が80%以上の農家(食糧専門戸は商品化率60%以上)。

(二) 販売収入（出稼ぎを含む）が当該地の県の1戸当り平均販売収入の倍以上の農家。

以上四つの条件をみたしている農家を中核専門農家と呼んだ。

1982、83年の党中央の期待にもかかわらず、中核専門農家全体は伸び悩んでいる。狭義の農業では、むしろ減少傾向にすらある。1983年末に非農業を含めた中核専門農家はほぼ全体の12%前後と推定されていた。1984年末では425万6000戸で^(注6)、農村全世帯数1億8800万の2.3%である。この数字の変化は概念を上記のようにしたためと思われる。1986年以後は「専門戸」や、「万元戸」にかんするニュースは急減した。そのきっかけは、1985年9月23日の党の全国代表会議における陳雲発言である^(注7)。

「農民のなかで農副業に従事していて裕福になった「万元戸」はごくごく少数だ。一時期、新聞紙上で「万元戸」を宣伝しすぎた。実際にはそんなにいない。宣伝は実態からかけ離れている」。

実際、農業者で「専門戸」になっている者はきわめて少ない。1984年末の統計では、耕種業が全「専門戸」の31.1%、林業2.5%、畜産11.2%、漁業3.1%、計48%である。最も重要な食糧生産農家は、全中核専門農家の14%にすぎない。つまり、1984年末の農業者の中核専門農家は全農村世帯の1%強にすぎない。1985年末にはその比率は0.7%へ低下した^(注8)。

(2) 新型農業協同組合の実態

新型農業協同組合は当初、1戸経営を基礎に協同・提携関係をむすぶものをすべて呼んでいた。たとえば、トラクターの共同購入、共同所有の場合さえ、これに入れていた。1985年からはより厳格な規定がなされた^(注9)。

「新型農業協同組合とは、勤労者が相互に利益を求め、共同経営、共同管理をするという原則にもとづい

て、一定の組織規模、仕事場と固定勤労者を持ち、持続的な経営項目を持ち、会計単位であり、一つの分配単位をもっている組織をいう」。

このなかには、個人業者や何世帯かのグループが政府から特定の経営を請負っている企業、労働者を雇用している個人企業は含まない。また、人民公社時代の社隊企業、今日の町村営企業は含まれない。町営企業は郷(鎮)政府が経営し、村営企業は村民委員会が経営しているもので、これらは、従来の集団所有経済の範疇に入る。

新型協同組合に加入した世帯数は1986年末で422万5000世帯である^(注10)。農村全世帯数の2.2%弱である。その内容を見ると、狭義の農業がきわめて少なく、非農業部門が圧倒的に多い。1986年の例でみると、組合数では、耕種業が2.3%、林業・牧畜1.9%、漁業が12.3%であり、これにたいて、工業は48%、運輸業が14.7%、商業・飲食業・サービス業の三つで10%である。工業のなかにどのくらいの農産物加工業があり、商業のなかにどのくらいの農産物出荷組合があるかは不明である。また、農業生産諸資材や種子の供給網としては新型農業協同組合がどのくらいできつつあるのかも不明である。おそらく微々たるものであろう。

中核専門農家と新型農業協同組合の発展情況をみると寥々たるものがある。党中央改革派が期待した農林牧漁業におけるこの二つの新しい農業組織は発展するの否か覚束ない。組織の改編において人民公社は3年間で崩壊した。これにたいし、新農業組合の組織化の方は、7年経過すれども1%にみえないことを考えると、過去7年間の条件が持続するかぎり、新型農業協同組合はほとんど発展する可能性がないと考えた方がよい。そうであれば、新型農業協同組合が日本の農業協同

組合のように国家にかわって「個人農」を掌握し、一定の方向に誘導していくことはきわめて難しいと思われる。

日本の農業協同組合が農民をほぼ完全に前方連関、後方連関、農村金融の面で掌握できているのは、二つの理由がある。一つは、農民の加入率がほぼ100%であること。これには90年の歴史がある。第2は日本政府が莫大な予算を使って農業政策を遂行しているが、これは農業協同組合というチャンネルを通して実行していること。すなわち、日本の農協は国家の農業発展予算の実施代行者の役割を果たしている。この潤沢な政府予算がなかったら、農業協同組合の農民掌握は不可能である。中国には、この二つの条件が存在しない。

4. 「個人農」の経済行動と新矛盾

政府が農業を行政的手段で発展させていく組織であった人民公社に代わるべき、中核専門農家の育成や新型農業協同組合の組織化が遅々として進んでいないことを知った。その要因はどこにあるのか。

(1) 新矛盾

過去2、3年、「個人農」制がもたらす新しい矛盾を指摘する中国農業経済学者の研究が次第に増加している。2、3紹介する。

第1例^(注11)——「改革は商品交換関係を発展させたが、農業の生産性を低下せしめるという矛盾を大きくした。この数年、農業生産は粗放化傾向が目立つ。たとえば、農田水利建設は縮小し、有効灌漑面積は減少し、現有の水利施設の必要な維持補修も十分に行なわれていない。農地の管理面でも粗放化が起こっている。有機肥料の投入・緑肥面積は大幅に減少し、地力の向上を無視するようになった。ひどいところは、耕地を放棄したり、ほぼ放棄に近い状態のまま

にしておく現象が出ている」。

第2例^(注12)——「農民の経済状況が年をおって好転しているが、農民の農業投資に対する関心はますます低下している。一方では、農業基本建設の「遺産」を食い尽くし、土地の肥力と生産力は下降し、他方では、政府から農民まで農業に投資をしなくなった。これが農業が直面している深刻な問題である」。

第3例^(注13)——農村を最も進んだ沿海省と一般農村および貧困な辺境・山区の地域に分けて以後、農業発達区の江蘇、浙江両省についてつぎのように言う。「この地域が直面している問題は農民の農業生産に対する積極性は高くなく、投資は大幅に減少し、土地を荒らしたまま放置する現象が発生している。それでいて農民は土地を放棄したとらない。このため、土地の分散状況は依然としてきわめて深刻である」。

この種の報告は各地からよせられているが、上記3引用から、つぎのことが言えよう。第1に、農民の投資が急減していること。第2に、地力の枯渇化が発生していること。第3に、農村経済の発達している沿海省では、とくに農業生産への意欲が低下していること。第4に、農民は土地の耕作権を放棄し、それを中核専門農家に集中し、経営規模の拡大・生産性の向上する行動に出ていないこと。町村企業が発達しているところほど農民の土地へのしがみつきが強い。

以上の農民の行動は、党中央の改革派が考えていた中核専門農家の育成、新型農業協同組合の組織化の政策に反するものである。

(2) 経営規模の拡大を阻害する農民行動

党中央は、農村の過剰労働力を町村企業に吸収すれば、耕地は必然的に技術力のある農民に集まり、経営規模の拡大がはかれると考えてきた。

しかし、町村企業が発達している沿海省であればあるだけ、耕地を荒らし、しかも土地を放棄しないという農民行動が発生しているのである。この理由を考察しよう。

理論的に「個人農」がとると予想される経済行動は三つある。一つは、家族の自給部分を確保するための社会保険的行動、二つめは土地を資産として保有する行動、三つめは農業生産の利潤極大化をめざす行動である。この行動はおのおの置かれた条件・環境により異なる。市場条件が発達していないところでは第3の経済行動はとれないし、耕地面積が狭い農民は第1の行動をとるであろう。土地市場が存在し、耕地の市場価値が上昇するところでない第2の行動は発生しない。

「個人農」移行以後の1戸当り農民の経営規模別階層構成の資料はえられないが、その代替として1984年末の農家世帯1人当り純収入別階層構成資料がえられる。それによると、第1表のとおりである。この資料は「個人農」制になって以後に行なわれた最も広範な調査で、サンプル数は3万7422戸である。平均値は399元であるから、平均以下は63.5%でほぼ3分の2に近い。400元以下の農家の商品化率はきわめて低い。高収入層と

第1表 中国の農家1人当り純収入別階層構成比 (1984年末)

1人当り年間 純収入(元)	農家数	構成比(%)
100以下	2,656	7.24
100~150	3,310	9.03
150~200	3,666	10.00
200~300	7,580	20.69
300~400	6,054	16.51
400~500	4,114	11.22
500~600	2,758	7.52
600~700	1,875	5.11
700~800	1,231	3.36
800~900	812	2.21
900~1,000	592	1.61
1,000以上	2,014	5.49

(出所) 中国農業年鑑編輯委員会編『中国農業年鑑1986』北京 農業出版社 1986年 302ページ。

りわけ800元以上は、農業生産というより、他産業で高収入をあげているのが一般的である。

政府は経営規模拡大をはかるために、土地使用権の市場化を許可した。本来なら、耕地は村有であるから、農民Aが転業する際には、彼の耕地は村に返還され、村が農民Bに新たに貸し与えるようにしなければならない。しかし、現実には政府の方針をこえ、AがBに直接土地使用権を貸し、BはAに「小作料」を支払うようになった。中国語では「転包」(又請負)と呼ぶ。党中央は1984年からこの又請負制を承認した。これは土地使用権の流動化であり、これをとおして耕地が中核專業農家に集中されることが期待された。しかし、事態はすでに述べてきたように逆に動いている。

規模拡大の阻害要因1——平均以下の低所得層は農業生産をしっかりとやるであろうが、耕地を社会保険として保有し続ける。農業をないがしろにしないというのは、他の収入機会が少ない層であるからだ。社会保険として耕地保有に固執するのは、人民公社の解体で、従来の最低の社会保障制度が消滅したからである。この層は商品化の向上をめざしうる段階に達しておらず、自給自足的生産に最も力を入れよう。中国語でいう「小而全」(何でも栽培する)農家である。

高所得層の農家で、その収入を町村企業などからえている農民は、農業それ自体をいいかげんに行かない、耕地は手離さない。その理由は、町村企業は小企業で、安定経営のものはいまだ少数であることによる。したがって、社会保険として耕地使用権を他人に貸与しない。

したがって、低所得層も高所得層も農業の生産性向上には貢献しにくい。

規模拡大の阻害要因2——要因1は必然的に

耕地使用権の貸出し供給量を少なくする。その結果、耕地の賃貸料が上昇している。この現象はいくつかの地域で発生しつつある。たとえば、山西省の応山県の又請負いは総耕地面積の1畝であり、賃貸料は純収入の3分の1に達するという(注14)。同様な現象は吉林市の郊外農村でも報告されている(注15)。党中央が又請負を承認したさいは、小作料の額は土地の貸手の一家の年間必要消費食糧(公定価格評価)であった。この制限も実際の耕地需給関係によって、乗り越えられている。

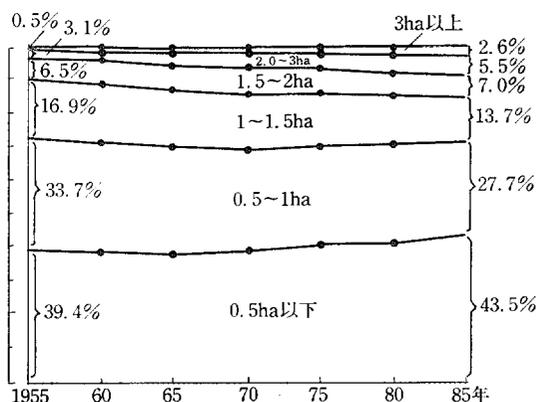
以上の理由から、党中央の中核専門農家の育成、高い労働生産性をもつ農業の発展政策は、ほとんど進んでいない。断片的な資料でもそれが裏付けられる。又請負した面積が耕地総面積に占める比率は、山西省雁北地区0.9畝(1985年)(注16)、山西省运城地区0.1畝以下(同年、農家数)(注17)、黒竜江省1.12畝(同年)(注18)である。

5. 「個人農」制の矛盾の打破に展望があるか

では、他に、「個人農」制の矛盾を打破する方法は存在するのか。従来の社会主義協同組合方式は絶対とれない。日本の1960、70年代の経営規模拡大政策は正面・反面教師として参考に値するかも知れない。

日本経済は1950年代後半から高度成長に入り、73年の第1次オイルショックまでその成長が続いた。その間、莫大な人口が都市へ移動した。ちなみに1983年以後の中国の農民の農村離脱は日本の都市移動率をはるかに超えている。このような環境のなかで、日本政府は1961年農業基本法を制定した。その法律の精神は、一つは食物需要構造の穀物中心から、動物性蛋白や野菜、果物需要への変化に対応できる農業、二つめは規模の拡大を行ない、国際競争力に近い生産性をもつ農業、を建

第1図 日本の経営耕地規模別農家構成比(北海道を除く)



(出所) 農林水産省編『ポケット農林水産統計』農林統計協会 1986年 113ページ。

設することであった。25年経過した今日の日本農業は、前者は成功したが、後者には失敗した。

その最大の理由は、工業化に伴い、都市近郊・平原地帯の耕地の地価が値上りし、農民は耕地を資産価値として保有する行動に出たため、中核専門農家の経営規模の拡大に失敗したことによる。第1図に、1戸当り耕地規模別構成比の変化を示した。0.5畝以下の経営農家の構成比がかえって増加していることがわかる。現在、農業だけで経営が成立する規模は3畝以上である。他の階層は兼業で家計が維持されている。

経営規模の拡大には、耕地を所有しなくても、賃借する方法があるが、借地権が法的に強力であるため、この方法は有効に働いていない。

日本政府は農業構造改善事業費として経営規模の拡大に毎年大量の資金を注いできた。高度成長により、政府は潤沢な歳入を享受できたからである。この条件があったにもかかわらず、個人農の土地資産保有行動によって、経営規模の拡大はほぼ失敗したと、今日では評価されている。

日本農業と中国農業とは「個人農」制という点

や1戸当りの耕地経営規模の狭溢性など、相似している点がある。しかし、発展段階や資金蓄積力の点など幾多の相違点が多い。したがって同時代における比較は大きな誤りを犯すかも知れない。しかし日本の経験からいうと、「個人農」制のもとで労働生産性の向上をもたらすような農業建設はきわめて大きな困難を伴うということを指摘しておきたい。

(注1) 韋克難「論我国農村專業戸の產生 發展及其重大作用」(『農業經濟問題』1983年第9号)16~17ページ。

(注2) 万里 前掲論文 II-155ページ。

(注3) 『人民日報』1983年11月16日 2ページ。

(注4) 同上紙 1984年3月29日 2ページ。

(注5) 「有關農村專業戸調查的幾個問題」(『統計』1985年第4号)25ページ。

(注6) 「1984年農村專業戸調查資料」(同上誌1985年第12号)42ページ。

(注7) 陳雲「在中國共產黨全國代表會議上的講話」(『新華月報』1985年第9号)31ページ。

(注8) 盧邁他「現段階農戸經濟行為淺析」(『經濟研究』1987年第7号)68ページ。

(注9) 國家統計局編『中國統計年鑑 1986』北京中國統計出版社 1986年 228ページ。

(注10) 『人民日報』1987年5月27日。

(注11) 劉文璞「解決農業剩餘勞動力需要綜合性政策」(『中國農村經濟』1987年第1号)45ページ。

(注12) 張進選「從農村當前形勢談深化改革的問題」(『農村經濟問題』1987年第7号)32ページ。

(注13) 同上論文。

(注14) 李中賢「土地有償“転包”問題初探」(『農業經濟問題』1985年第9号)37~39ページ。

(注15) 趙軍翔「也談土地有償転包」(同上誌 1985年第9号)40~44ページ。

(注16) 賀銳「有關土地集中經營的幾個問題」(『農業技術經濟』1986年第2号)9ページ。

(注17) 馮振祥「耕地向種田能手集中初探」(『複印報刊 農業經濟』1987年第6号)129ページ。

(注18) 李俊華「簡論耕地相對集中的發展趨勢」(同上誌 1986年第11号)173ページ。

結 論

人民公社解体以後、農業組織がどのように変化し、「個人農」の経営権はどこまで確立されたか、そしてこの新制度の矛盾はどこにあるのか、を分析した。結論はつぎのとおりである。

(1) 分散した「個人農」を統合する新しい農業協同組合が形成されないで、日本の農村より「より資本主義的」でさえある。「個人農」はそれだけ大きな自由度をもつ。

(2) しかし、この新農業制度は、党中央改革派の期待とは逆に、労働生産性の向上を伴う農業発展の実現を阻害する新しい矛盾を生み出しつつある。

(3) この新矛盾を解決するために、従来の人人民公社方式による農業建設方式にはもとより戻れない。また、日本が1960、70年代に行なったような莫大な財政資金で農業を近代化する条件を中国はもっていない。その日本農業が規模拡大に失敗したことを考慮すると、その条件のない中国は、目的実現のために、測りしれないほど不利な状況に置かれている。

(大東文化大学教授)